

平成31年度（2019年度）

# 事業計画書

一般財団法人貿易研修センター

# 目 次

ページ

<b>I 本部事業の概要</b> .....	<b>1</b>
(平成 31 年度における分野ごとの事業)	
<b>1. 経済連携推進事業（新規事業）</b> .....	<b>3</b>
(1) 北東アジア経済連携推進事業 .....	3
(2) デジタル保護主義対応事業 .....	3
<b>2. 海外展開等支援機関連携協力事業</b> .....	<b>5</b>
(1) 地域経済活性化等交流支援事業 .....	5
(2) 国際教育者招聘（IEJ）事業 .....	5
(3) 海外医療人材育成事業 .....	6
<b>3. 人材育成事業</b> .....	<b>7</b>
(1) 日本ケースセンター（CCJ）事業 .....	7
(2) アジア太平洋経済協力（APEC）経営人材育成事業 .....	7
<b>4. 情報交流支援・情報発信事業</b> .....	<b>8</b>
(1) 情報交流支援事業 .....	8
(2) 情報発信事業 .....	8
(3) その他 .....	9
<b>II 日欧産業協力センター事業の概要</b> .....	<b>10</b>
(平成 31 年度における分野ごとの事業)	
<b>1. 日本側事業</b> .....	<b>11</b>
(1) 情報提供 .....	11
(2) 研修 .....	11
(3) 科学技術協力 .....	11
<b>2. 共同事業</b> .....	<b>13</b>
(1) 情報提供 .....	13
(2) 政策提言 .....	14
<b>3. EU 側事業</b> .....	<b>15</b>
(1) 研修 .....	15
(2) 科学技術協力 .....	16

4. 欧州事務所の活動	17
(1) 情報提供	17
(2) 政策提言	17
(3) 研修	18
Ⅲ 業務管理運営体制	19
(1) 理事会、評議員会の開催	19
(2) 平成31年度事務局体制、組織図	19
Ⅳ 収支	20

# 平成 31 年度（2019 年度）事業計画

## I 本部事業の概要

### （平成 31 年度における事業）

「貿易研修センターの今後のあり方に関する検討委員会」における議論の結果を踏まえ、第 23 回評議員会及び第 25 回理事会において当財団の抱える諸課題に対しての方向づけが行われた。

これを踏まえ、各課題に対する当財団としての平成 31 年度事業に係る①基本的な取組方針、②具体的な取り組みは概要以下の通りである。

#### （1）新規事業への積極的取組み

①まず財団の基本的なあり方として、大きな時代の変革期にあって選択と集中を超えて新分野や新しい課題に常に挑戦し、経産省の政策との一体性の中、時代のニーズに即応した積極的な運営に努めていくこととする。とりわけ当財団の顔となり、コアとなりうる事業に積極的にチャレンジする。

②このため昨年度期中から開始した「北東アジア経済連携事業」と「デジタル保護主義への対応事業」の二つの新規事業を、本年度は本格的に立ち上げ積極的に推進する。同時に新たな時代に即した当財団の役割を明確にし、また既に実態と乖離が生じ現場での新規事業などの活動に支障が生じている事態に鑑み、当財団の名称や定款上の目的規定などの改正を平成 31 年度の早期に行う。

#### （2）公益支出計画達成に向けての努力

①公益目的支出計画については、事業費勘定の“公益目的資産の取崩し”と管理費勘定の“資産運用収入”、“独自資産”とは基本的に分けて考え、運用収入の大幅な減少を理由に公益目的支出計画達成に向けた努力を回避するのではなく、むしろ早期達成を目指す。

②このため上記新規事業を積極的に推進すると共に、管理費勘定の費用項目のうち事業費勘定に計上できるものは、個別事業との明確な一体性が確保できる範囲で移管計上を行う。これらにより、公益目的支出計画と実績との乖離幅の縮小を図り、計画達成を目指す

また計画達成のため、使途を公益目的事業に限定した「公益目的資金」を新たに設置し、計画で示した金額を限度に基本財産から繰り入れることにより事業会計と管理会計を明確に分離して公益目的事業の財源を管理すると共に、公益目的支出に機動的に対応を図れるようにする。

### (3) 管理費勘定の赤字幅の解消

①管理費勘定は、唯一の収入源である資産運用の利回りが1%を切り、大幅な赤字を続けている。その結果、独自資産も減少してきている。このため、赤字状態を可能な限り速やかに脱し、独自資産を寧ろ増加出来るよう努力を払うこととするが、先ずは管理費の支出構造の抜本的改善を行う。

他方で歳入面では現状、資産運用方針が確立しないまま既に29年度には相当額の事業債の償還があり、31年度にも同様規模の償還が見込まれている。このままでは約20億円規模で資産が適切に運用されない事態となりかねない為、必要な運用方針の検討を行う。

②管理費用項目のうち、事業費勘定に移管計上できるものは、適切に移管計上を行うなど、管理費勘定の支出項目の合理化を行う。

また、勘定の黒字化に必要な運用利回りを見定め、他の財団法人等での運用の実態や市場環境も精査しつつ、31年度内に理事会、評議員会で適切なリスクとリターンのあり方を踏まえた新たな運用ルールの審議が行えるよう、検討を行う。

### (4) 既存事業の見直し

①既存事業については当該事業自身の現在の社会的必要性和、当財団の果たすべき時代的使命や主体性を吟味し、所期の目的を達成したものや、経済社会的環境が変化し、当財団として事業を継続する合理性や正当性が乏しくなった事業については事業規模の縮小、撤退を行う。

②ケース事業については我が国での導入定着に貢献するという所期の目的を達成した一方で、市場規模が期待通りには伸びず、加えて市場環境が大きく変化したことで、31年度早期に撤退することとする。

# 1. 経済連携推進事業（新規事業）

## （1）北東アジア経済連携推進事業

現下の北東アジア地域を取り巻く国際情勢は、昨年6月に史上初の米朝首脳会談が実現するなど、平成30年に入って日々めまぐるしく変化しており、今後の情勢変化に我が国も遅滞なく即応できるよう、官民が連携し備えておくことが肝要である。

そこで、昨年度期中より、国内の関係機関、有識者からなるタスクフォースを設置し、北東アジア地域、とりわけ北朝鮮に対する諸外国・NGO等の支援事例などの調査に着手している。

北東アジア地域一帯の経済発展においては、北朝鮮がネックになっているが、これまでもシンガポールや北米のNGO団体などが人道支援だけに留まらず、人材育成支援でも、技術者を中心とする官民人材等を対象に、北朝鮮国内でも研修を実施している実績があること等が調査から明らかになっている。韓国もまた、南北交流の観点から、官民を挙げて、様々な具体的な貢献策を検討しているところである。

そこで、我が国としても、今後の経済交流を見据えて、国連の経済制裁解除後には、どのような展望をもって北東アジア地域連携の中に食い込み、協力してゆくことが国益に資するのか、経済産業省や産業界と連携しながら、機を逸することなく、戦略的に地域の発展を後押しする人材育成分野での協力策を探っておく必要がある。

本年度は、昨年度までの調査を足がかりにして、「北朝鮮の主に産業人材の課題やニーズの把握」に注力する年と位置づけ、①タスクフォース独自で実施する北朝鮮に関する人材育成ニーズ調査、②他国カウンターパートと相互補完ですすめる連携調査、③北朝鮮の産業構造についての情報を集約するデータバンクの構築、以上の3つを大きな柱と位置づけて、情報収集をすすめる。

これら調査を通じて得られる知見やネットワークを活用し、国連制裁解除後の具体的な貢献策や産業界の協力のあり方、政府の果たすべき具体的な役割、実現可能な貢献策等を継続的に議論・検討してゆく中で、具体的な人材育成分野の事業化につなげる取り組みとする。

## （2）デジタル保護主義対応事業

IoTの普及等により、デジタル貿易が急速に拡大するなか、中国、ベトナムでは、サイバーセキュリティ法が成立し、国内でのデータ保管を義務付ける条項が導入された(データローカライゼーション)。中国の同法には、データの越境

流通を制限する条項も盛り込まれている。また、インド等他のアジア諸国でも同様な法案の検討の動きがみられており、こうしたデジタル貿易関連規制の導入の拡大は、デジタル保護主義の台頭として、日本企業のグローバルなビジネス活動に大きな影響を与える。WTO ではこうした保護主義に対抗するため、日、米、EU、シンガポール、オーストラリアを中心とする有志国会合ではデジタル貿易のルール化に向けた議論が行われているほか、APEC、G20等の国際的な枠組みでもルール化の議論が行われている。現在、デジタル貿易に関するルールが導入されているのは、CPTPP協定（TPP11）のほか、日EU経済連携協定など二国間協定に限られている。

中国、ベトナムではサイバーセキュリティ法が施行されたものの、まだ目立った適用事例がなく、わが国産業界では、デジタル保護主義の動きに関する情報が必ずしも共有されていない。

このような状況を踏まえて、わが国企業の海外での事業展開を支援する目的で、以下の事業を実施する。

#### ① デジタル貿易政策、関連規制およびルール形成に関するデータベースの構築

デジタル貿易についてはまだ国際的なルールが形成されていない中で、アジアでは越境データの流通規制等デジタル貿易関連規制の導入等保護主義的な動きが顕在化している。アジアとのビジネス関係が強い日本企業にとって、こうしたリスク情報の重要性が増しているが、デジタル貿易関連規制情報を包括的に提供する機関がないため、断片的な情報しか入手できていない。そこで、専門の研究員を配置し、デジタル貿易の政策、関連規制、ルール化の動きを包括的、継続的に情報収集、分析し、データベースを構築する。

#### ② 先進国の産業団体等とのネットワーク構築

日米欧は WTO 有志国会合のコア国としてオーストラリア、シンガポールとともに WTO の電商取引ルール化に向けて活動している。また日米欧の産業界は、デジタル保護主義の動きに反対し、政府、国際機関等への提言を行うなど、積極的に取り組んできている。わが国の産業団体もこれら提言に参加はしているが、現状、積極的にイニシアティブを取る立場にはなっていない。このため、欧米等の関係団体とのネットワークを構築し、連携して政府の電子商取引のルール化に貢献する。

#### ③ アセアン等アジア諸国への対応

アセアン等アジア諸国で WTO 有志国会合に入っているのはシンガポールとタイのみで、ベトナムでは本年1月からサイバーセキュリティ法が施行されたほか、インドネシアでも個人情報保護規則の強化が検討されており、インド等でも個人情報保護規則強化にむけた動きがみられる。このような動きに対応するため、アセアンを中心とした行政官を日本に招聘し、研修を実施する。さら

に、インド等の十分な情報が得られていない国等に対する現地調査の実施、各国の規制の動向等を官民で情報共有するプラットフォームの構築を行う。

#### ④ 国際機関等との連携

2016年ペルーAPEC閣僚・首脳会議において、デジタル貿易の推進として、情報の自由な流通、ルール形成等について採択され、現在、APEC貿易投資委員会では具体的なプログラムの実施に向けて動いている。こうした活動と連携しデジタル保護主義への対応事業を実施する。

このような方針を踏まえて、平成31年度（2019年度）は、以下の事業を実施する。

- ①デジタル保護主義に関する官民の調査・検討委員会の開催（年3回程度）
- ②デジタル貿易政策、関連規制およびルール形成に関するデータベースの構築
- ③ASEAN等海外諸国の行政官研修（20名程度招聘）
- ④アジア等の海外産業団体関係者の研修（20名程度招聘）
- ⑤欧米海外産業団体とデジタル保護主義に関する意見交換（米国、欧州年1回）
- ⑥APECでのデジタル保護主義対応事業への協力

## 2. 海外展開等支援機関連携協力事業

### (1) 地域経済活性化等交流支援事業

平成31年度（2019年度）においても、各経済産業局が地域の経済団体等と実施する海外事業展開等の事業に対して、資金面を中心に協力する。

### (2) 国際教育者招聘（IEJ）事業

平成31年度（2019年度）においても、海外派遣要員の子弟の教育に携わる現地校やインターナショナルスクールの教員等のわが国への招聘を行おうとする海外の日本人商工会議所等に協力し、日本側の受け皿としての機能を果たす。

具体的には、欧米（米国、ベルギー等）から30名を目途に招聘し、約10日間の日程で、東京及び地方でのプログラムを実施する。

ただし、平成32年度（2020年度）以降については、他団体での実施可能性を含めて、事業の効率化を検討する。



### (3) 海外医療人材育成事業

平成 31 年度（2019 年度）においても、引き続き、諸外国、とりわけアジア諸国の医療技術専門家（医師、医療技術者、研究者等）を招聘し、わが国における最先端医療、最新医療技術を習得させ、当該国の医療技術の発展とこれら分野での人材育成に貢献している虎の門病院による海外医療人材育成事業に協力し、協賛企業からの負担金募集の受け皿としての機能を果たす。

本事業は昭和 58 年（1983 年）以来継続して実施されており、当財団は平成 16 年度（2004 年度）より本事業に関与している。また、平成 20 年度（2008 年度）からは、産業界からの寄附金を募り、これをもって本事業を実施している。

### 3. 人材育成事業

#### (1) 日本ケースセンター（CCJ）事業

本事業は事業立ち上げから12年が経過しており、所期の役割は概ね果たすことができたと言える。他方、ケース販売に伴う収益を上げながらも、目標とした高いレベルでの普及までには至らず、需要は頭打ち状態である。WEBサイト運営コストやケース提供機関への著作権料支払い、印刷出荷業務の外部委託に伴う販売管理費などの費用を勘案すると、本事業は長年、投入している職員の人件費までは賄えない低い収益体質から脱することは出来なかった。また、有効な登録会員数も伸び悩む傾向に変わりなく、ケース教材を求める国内需要の拡大は今後も大きく好転することは望めない環境下にある。加えて、ケース教材の最大の供給元であるハーバードでは昨年より、日本ケースセンターで提供している日本語ケースの多くを自身のWEBサイトでも概ね半額程度の廉価で直販を開始したところであり、ケース販売を巡る今後の展望は一層厳しい環境にある。

以上に鑑み、本事業については31年度上期に終了させることを念頭に、関係先とは調整を進めており、ケース教材の大口の購入先である大学などとは、本事業を廃止した場合に教材調達などで大きく支障をきたすことのないよう配慮しつつ、前広に話し合いを重ねており、右事情につきご理解を頂いているところである。

これに伴い、ケース教材の販売取扱に係る契約を締結している海外の主要なビジネススクール等各機関や国内提携先、ケース教材登録会員への周知、対応など一連の告知・調整を経て、31年6月末頃を目処にケース教材の販売業務を終了させ、本事業に付随するその他業務も9月頃までに終える事とする。

#### (2) アジア太平洋経済協力（APEC）経営人材育成事業

経済連携推進事業のデジタル保護主義対応事業の一環として位置づける。

## 4. 情報交流支援・情報発信事業

### (1) 情報交流支援事業

海外事業展開等を図るわが国企業の共通の情報資産となり得る地政学的な情報等を収集・分析している専門家等に対して、引き続き、次のように、研究会の設営等を通じて、情報交流の場を提供するとともに、シンポジウムの開催等を通じて、その成果の普及を図る。

平成 30 年度（2018 年度）においては、必要な場合には、海外の専門家の招聘、国内の専門家の海外派遣等にも取り組む。

#### 1) IIST 国際情勢研究会・IIST アジア研究会

激動する中国・朝鮮半島情勢や ASEAN 経済統合の進展等に関して、学識経験者、政府関係者等に対して、情報交流の場を提供することを目的に非公開の研究会を開催するとともに、シンポジウムの開催等を通じて、その成果の普及を図る。

また、北東アジア連携推進事業等他の事業との連携によるシナジー効果が発揮できるよう、テーマ等の検討を行う。

平成 31 年度（2019 年度）は、テーマに応じて、両研究会を合同で開催することを含め、計 8 回程度開催する。

#### 2) IIST・中央ユーラシア調査会

我が国において情報量が限られている一方で、エネルギーや資源国として注目を集める中央ユーラシア地域の情報収集・分析を行っている専門家等に対して、非公開の研究会の設営等を通じて、情報交流の場を提供するとともに、シンポジウムの開催等を通じて、その成果の普及を図る。

調査会は、大学教授等の学識経験者、現地駐在経験者（ビジネスマン、外交官等）で構成する。

平成 31 年度（2019 年度）は、計 8 回程度開催する。

#### 3) 特定テーマ調査研究

特定地域、特定テーマに焦点を当て、専門家に委託して調査研究を行い、その成果を報告書として取りまとめ、各種研修等に活用する。

### (2) 情報発信事業

わが国経済、産業の動向や企業動向など読者のニーズにマッチした情報を内外に発信し、対日理解の促進に貢献することを目的とした e-Magazine を、年

10回程度、和文及び英文にて配信を行ってきた。

しかし、当財団の中核事業として経済連携推進事業が位置づけられており、当該事業に関する的確な情報発信が必要となっている。

このため、当面 e-Magazine を休止するとともに、情報発信のあり方について検討することとする。

### (3) その他

その他、当財団が運営していた研修施設の卒業生の自己研鑽・充実を図る生涯教育の場として、当財団主催のシンポジウムや他団体の共催セミナー等への参加を促す。

## II 日欧産業協力センター事業の概要

### (平成 31 年度 (2019 年度) における分野ごとの事業)

日欧産業協力センター(以下「当センター」という。)では、平成 31 年度(2019 年度)においては、次のような事業について、日本政府及び欧州委員会からの補助を得て実施する。

**情報提供**の分野では、「エネルギー・環境・気候変動」、「貿易・投資」、「産業政策」を 3 本柱として、日・EU 企業にとって重要なテーマによるセミナーをタイムリーに開催する。発効した日 EU・EPA の活用やその中で中小企業に求められる支援、加えてイノベーション/デジタル・エコノミー政策などのテーマに注力してゆく。

また、EU が市場開放を求めている政府調達分野への対応として、日本の地方自治体等の公共調達情報を英語化したウェブサイトの利便性向上を図ってゆく。EU の中小企業支援サービス「ヨーロッパ・エンタープライズ・ネットワーク (EEN)」については、協業に関心を持つ日本企業にパートナー探し支援の提供、地方企業へのプロモーションも強化し、EPA 発効を機として欧州市場の情報提供も強化してゆく。

**政策提言**の分野では、BRT 年次会合で、EPA 発効後の日 EU 関係の枠組みとして、規制協力、第三国への投資協力、EPA を活用した中小企業支援等について、また持続可能な開発目標 (SDGs)、デジタル経済などのテーマについて議論を行う予定である。議論を通じて、更なる日 EU 関係の深化を図る場となることが期待される。当センターは、BRT が引き続き円滑に運営されるよう、日 EU の議長会社をサポートし、シェルパ会議、プリンシパル会議、及び本会合の事務局を務める。

**研修**の分野では、EU のビジネスパーソン等を対象とする各種研修内容の更なる拡充を目指すとともに、理工系学生の企業研修プログラム (ヴルカヌス・プログラム) へのより多くの企業や大学の積極的な参加を促していく。

**科学技術協力**の分野では、「HORIZON 2020」の日本におけるナショナルコンタクトポイント (NCP) として、日本語による HP の拡充やヘルプデスクの対応強化により日本の研究者のパートナー探しを支援してゆく。

GNSS.asia3 では衛星測位システムの利用、特に受信機やアプリケーション開発における日欧の産業協力を一層促進すべく活動を継続し、Space.Japan では、当センターのウェブページ等を活用して情報提供を行う。

## 1. 日本側事業

日本政府の補助を得て、次の事業を実施する。

### (1) 情報提供

#### 1) 地方公共団体等の政府調達情報の提供

EU 向け情報提供の一環として、平成 24 年度（2012 年度）より中小企業庁の官公需ポータルサイトをベースに、地方公共団体等による政府調達情報を英文にて提供している。

これまでにも、英文による検索機能を追加するなど EU 側利用者の利便性の向上を図ってきた。平成 31 年度（2019 年度）においても、日本の政府調達市場の開放を求める EU 側の声に応えるべく、当該情報の提供を継続していく。

### (2) 研修

#### 1) 日本人学生の EU 企業への派遣（ヴルカヌス・イン・ヨーロッパ）

平成 30 年（2018 年）秋に選考した平成 31 年度（2019 年度）派遣生については、13 名（内訳は男性 10 名、女性 3 名）を 6 か国（オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン）に派遣予定。

今年度の選考においても VISA 取得にかかる時間を考慮し、手続きをより効果的にできるような学生と派遣先企業とのマッチング方法を採用し、短期間で 13 名を選考することができた。

当センターでは、本事業を通じ毎年グローバル人材を生み出しており、参加者は将来的に日本と欧州を結ぶリーダー的存在になることが期待されている。参加者の質の高さを維持するため、今後も有力なキャリアサイトなどへの記事掲載、大学等へのポスター配布、各種留学フェアへの参加、インターネット上のネットワークの有効活用など、積極的な広報活動や努力を続けて行く。

### (3) 科学技術協力

#### 1) ナショナル・コンタクト・ポイント（NCP）事業

当センターは、「HORIZON 2020」に関する日本のナショナルコンタクトポ

イント（NCP）に、日本政府より国内で唯一の機関として指定されている。

平成 31 年度（2019 年度）に公募されるテーマとその詳細は既に発表されており、応募の可能性を考えている研究者は多いと予想される。

欧州との共同研究に関心のある方々への情報提供を一層充実させ、加えて主要大学の University Research Administrators(URA)及び、国立研究所等の海外連携担当者とのネットワークを強化して、「HORIZON 2020」へ応募する為の具体的な検討や準備がスムーズに進められる様、アドバイスや支援を行う。

具体的には、以下の 4 つの分野に重点を置いて活動する。

① 日本語によるホームページの拡充

日本の研究機関、大学、企業にとって関心の高い最新公募情報の提供、応募手順の解説、契約書・マニュアルなどをアップデートし、更にヘルプデスク対応で得られたノウハウを反映させて Horizon 2020 に関する情報を分かりやすく提供する。

② Help Desk 対応の強化

公募情報、応募の手続きなど欧州委員会の視点も年々変化しているので、個別のケースに対応して的確なアドバイスを日本語で提供する。

③ セミナー等の定期開催

研究者、研究管理者を対象に公募情報の説明、応募の手続き、採択後のプロジェクト運営などについてセミナーや説明会を各地で開催する。

④ パートナー探し

欧州における共同研究のパートナーを探す日本の研究者に対して最適な方法で支援を行う。

## 2. 共同事業

日本政府及び欧州委員会双方の補助を得て、次の事業を実施する。

### (1) 情報提供

#### 1) セミナー

日・EU 間の貿易・投資の促進や様々な分野での協力の推進を目的として、日・EU 双方が関心を持つテーマについて、「日・EU 政策セミナー」を実施する。

平成 31 年度（2019 年度）においても、「エネルギー・環境・気候変動」、「貿易・投資」、「産業政策」を 3 本柱とし、具体的には、地球環境対策・資源の有効活用策（サーキュラーエコノミー）、日 EU・EPA、規制協力の動向を含めた貿易・投資環境、各種の経済・産業政策（イノベーション/デジタル・エコノミー政策、中小企業政策）などをテーマとして取り上げる。

#### 2) エンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワーク（EEN）

情報提供事業のひとつとして、欧州委員会が運営する中小企業支援プログラム「エンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワーク（EEN）」によるサービスを提供している。

EEN は、中小企業の国際化や、国境を越えたビジネスおよび研究開発パートナー探しを支援するために、平成 20 年度（2008 年度）に欧州委員会によって設立されたビジネスネットワークである。当センターは日本で最初のサポート機関として平成 23 年度（2011 年度）に EEN に加入し、以後日・EU 中小企業間のパートナーシップを促進する日本の各機関と積極的に協力関係を構築して活動を行っている。

平成 31 年度（2019 年度）は、主に以下の活動を中心に、更に利用者の拡大を図る。

- ① 欧州企業との協業に関心を持つ日本企業向けに、引続き EEN のネットワークを活用したパートナー探し支援の提供
- ② EU で開催される B to B 商談会への日本企業参加促進プロモーション
- ③ 対日クラスター・サポート・ミッションの受入れに合わせ、日本国内の中小企業と EU 中小企業・クラスター同士のマッチングを目的とした B to B 商談会の開催(主催/共催)
- ④ 首都圏だけではなく、地方在住の企業に対するプロモーションの強化  
(具体的には地方自治体との協力、展示会出展や訪問を通じた地方企業の EU 市場参入支援、地方自治体によるインベストセミナーをはじめとする、欧州向けのイベントの EEN のネットワークを通じた欧州企業への告知の強



化、および地方自治体との B to B 商談会の共催)

- ⑤ 日本国内の官民中小企業支援機関と連携し、EEN のより一層の認知向上に努める
- ⑥ 日本国内企業に向けた、EPA 発効を背景とした欧州市場についての情報提供の強化

### 3) その他の情報提供

英文による「Japanese Industry and Policy News」を毎月編集し、ホームページに掲載。

希望者には欧州事務所より個別に送付する。

## (2) 政策提言

### 1) 日・EU ビジネス・ラウンドテーブル (BRT)

平成 31 年度 (2019 年度) の BRT 本会合は、5 月にブリュッセルで開催予定。

BRT 提言は、日 EU 経済連携協定 (EPA) につき、本年 2 月 1 日の発効に至るまでの過程において大いに寄与をしてきた。

年次会合では、協定発効後の日 EU 関係の枠組みとして、規制協力、第三国への投資協力、EPA を活用した中小企業支援等について、また持続可能な開発目標 (SDGs)、デジタル経済などのテーマについて議論を行う予定である。議論を通じ、更なる日 EU 関係の深化を図る場となることが期待される。

当センターは、BRT が引き続き円滑に運営されるよう、日 EU の議長会社をサポートし、本会合、プリンシパル会議、シェルパ会議の事務局を務める。

### 3. EU 側事業

欧州委員会の補助を得て、次の事業を実施する。

#### (1) 研修

##### 1) 受入れ研修

これまで開催してきた EU 企業の中堅幹部ビジネスパーソン等を対象にした 4 週間の受入研修は、平成 30 年度（2018 年度）に、2 週間のプログラムに生まれ変わり、日本への事業参入を視野に入れた EU 企業を対象に、講義と実務を有機的に関連付けた研修事業を実施。平成 31 年度（2019 年度）には、前年度同様、EEN チームとの協業による日本企業とのビジネスマッチングにも更に力を入れて研修での学びから実践への流れを強化していく予定。実施期間は 2 週間、対象人数は 14 名を予定。

##### 2) テーマ別研修

平成 31 年度（2019 年度）も前年度に引き続き、「ワールドクラス・マニュファクチュアリングへの挑戦」をテーマに、EU 製造業の中堅幹部ビジネスパーソンを対象に、総合生産保全、品質管理、現場における改善や教育についての講義と工場・事業所見学からなる 1 週間程度の短期研修を 6 月及び 11 月に実施予定。各回の参加者は約 25 名程度を見込んでいる。平成 30 年度（2018 年度）までに累計 43 回の研修を実施し、計 1,412 名が参加している。

##### 3) EU 学生の日本企業による受入れ（ヴルカヌス・イン・ジャパン）

平成 26 年度（2014 年度）から欧州委員会の助成により中小企業のプログラム参加費用が半額となり、日系、外資系問わず継続的に中小企業からの応募を受付け。また、政府の「未来投資戦略 2018」に基づき JETRO に設置された「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の取組みの一環として日本各地にて開催されるグローバル人材フェアにて、既に EU からの研修生受け入れ実績を持つ団体として登壇し、これまでなかなか手の届かなかった地方企業への呼びかけも実施予定。平成 31 年度（2019 年度）は 30 名を受入れ予定。

##### 4) クラスタ・サポート・ミッション

欧州のクラスターとそれに属する中小企業の国際化、日本市場への進出促進を目的に、平成 24 年度（2012 年度）からクラスター・サポート・ミッションの受入れを実施している。平成 31 年度（2019 年度）も引き続き、バイオテクノロジー、ICT、ナノテクノロジー分野を対象に受入れ実施予定。

日本国内にて開催される展示会への共同出展と併せて、国内パートナー（自治体、国の機関、業界団体等）の協力を得て B to B 商談会を開催し、日本企業とのマッチングを推進し、国内各地方の魅力的なビジネス環境を紹介する。

## **(2) 科学技術協力**

### **1) GNSS.asia3 (Global Navigation Satellite System)**

GNSS.asia3 は、平成 29 年（2017 年）11 月から「Horizon2020」プログラムの一環として始まり、平成 31 年（2019 年）12 月 31 日まで活動を行う。平成 24 年（2012 年）1 月から実施していた GNSS.asia における衛星測位システムの利用、特に受信機やアプリケーション開発における日欧の産業協力を一層促進すべく活動を継続。英文による「Gnss.asia Newsletter」及びウェブサイトにて毎月日本市場に関する記事を掲載し、認知度向上を図る。平成 31 年度（2019 年）は、産業界の協力を念頭に置いたセミナーを日本で開催予定。さらに、GNSS 関連、自動車分野などアプリケーション分野における展示会、国際会議などでの発表・参加や、9 月にバンコクにて開催予定のマルチ GNSS アジア (MGA) カンファレンスの共催も予定している。

### **2) Space.Japan**

前年度から引き続き、他のプログラム(EEN、ウルカヌス・イン・ジャパン等)と積極的に協働し、イベント等で獲得した宇宙セグメントのリード情報を効率的に活用していく。コペルニクスリレーメンバーとして、JSS 等関連機関とコペルニクスデータの利・活用について広報活動継続。また、当センターのウェブページや SNS といった既存プラットフォームを活用してイベント等の情報提供を行う。

以上、今後急成長が期待されている日欧の New Space 分野におけるベンチャー/スタートアップ企業支援に注力予定。

## 4. 欧州事務所の活動

当センターは、日本政府及び欧州委員会の補助を得て、ブリュッセルの欧州事務所において、次の事業を実施する。

### (1) 情報提供

セミナーを通じた情報提供については、平成 31 年度（2019 年度）も引き続き「エネルギー・環境・気候変動」、「貿易・投資」、「産業政策」の 3 本柱に基づき、日・EU 間の共通関心事項・課題に焦点を当て、在欧州日系企業・EU 企業にとって重要かつタイムリーなテーマを取り上げる。EU 及び日系の各機関とも適宜連携を図り、最新情報の提供、ネットワーク構築、政策担当者との意見交換の機会を設けていく。

具体的なテーマ候補

- ・「エネルギー・環境・気候変動」：循環型経済の推進を目指した日欧協力
- ・「貿易・投資」：日 EU・EPA の活用と中小企業に求められる支援
- ・「産業政策」：デジタル経済に関わるテーマ、等

ニュースレター「EU-JAPAN NEWS」（季刊、電子版、英語）を引き続き発行し、当センター事業の成果紹介、日欧産業協力に関わる官民の取組についての最新の動きや他機関の日・EU 関連イベント情報紹介等を行う。

「エンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワーク（EEN）」については、日本窓口として、在欧州のパートナー機関との連携を引き続き強化し、日本とのビジネスに関心のある EU 地域・企業等への情報提供・サポート、日 EU 間ビジネスマッチング支援を行う。

さらに、平成 30 年度後半に欧州委員会からの要請を受けて立ち上げた「EPA ヘルプデスク」（日 EU・EPA に関する欧州企業向けの情報ポータル・問合せ窓口）を円滑に運営し、内容の充実と利用者の拡大を目指す。

### (2) 政策提言

#### 1) 日・EU ビジネス・ラウンドテーブル（BRT）

平成 31 年度（2019 年度）は、5 月にブリュッセルで開催される第 21 回年次会合の円滑な実施に向け、BRT 議長会社に対し EU における通商・産業政策等の動向などの情報を提供・助言するとともに、EU 関係機関等や在欧 BRT メンバー会社との連絡調整などの諸準備を行う。

### (3) 研修

#### 1) 研修事業・テーマ別研修

日本で実施する新しい研修事業「Get Ready for Japan」とテーマ別研修事業「ワールドクラス・マニュファクチャリング（WCM）」の広報・参加者募集を行う。また、日本への研修派遣前には必要な情報提供を行う。

欧州で実施する研修事業としては、WCM 研修事業を通して構築した欧州製造業のネットワークを活用し、EU 中小企業向けに「継続的な改善に資する管理手法を学ぶリーン方式研修（Lean In Europe）」を引き続き実施する（年 5～6 回）。欧州クラスターの対日ミッション派遣については、平成 31 年度（2019 年度）もバイオテクノロジー、ナノテクノロジー、ICT の 3 分野をテーマに対日ミッション派遣を実施する。

#### 2) ヴルカヌス・プログラム

日本からの派遣事業については、欧州到着時のセミナーと中間報告会をブリュッセルで実施するほか、年間を通じ参加者・欧州受入れ企業のサポートを行う。欧州からの派遣事業については、広報、参加者の募集・選考、円滑な日本渡航に向けた各種サポートを行う。

#### 3) その他

当財団本部が実施する外国人教師の日本招聘事業（IEJ プログラム）に関しては、当センター欧州事務所が派遣団体の 1 つとなっている。

平成 31 年度（2019 年度）は、2～3 名派遣予定で、プログラム実施に向けたサポートを引き続き行う。

## IV 業務管理運営体制

### (1) 理事会、評議員会の開催

当財団の運営に関する重要事項を議決するために、次のとおり理事会、評議員会を開催する。他の議題は必要に応じ設定する。また、緊急の審議が必要な場合は、臨時に開催する。

平成 31 年（2019 年）6 月には、平成 30 年度（2018 年度）の事業報告、収支決算を審議する。

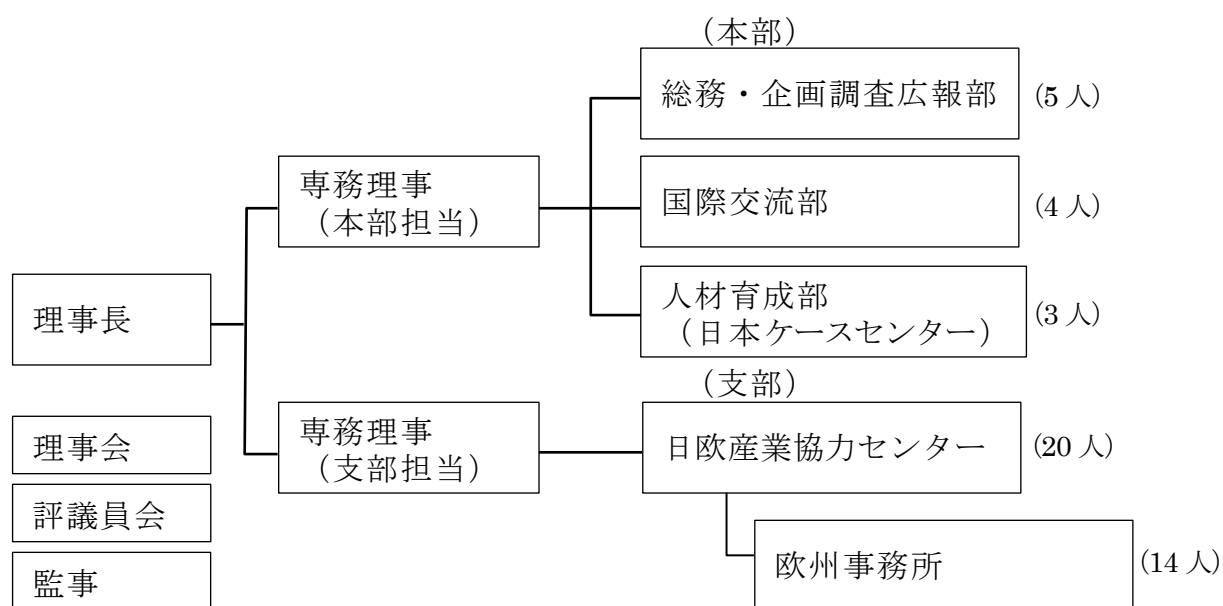
平成 32 年（2020 年）3 月には、平成 32 年度（2020 年度）の事業計画、収支予算を審議する。

必要が生じた場合は、平成 28 年（2016 年）6 月に開かれた第 18 回理事会及び第 17 回評議員会において設立が了承された、「貿易研修センターの今後のあり方に関する検討委員会」を適宜開催する。

### (2) 平成 31 年度（2019 年度）事務局体制、組織図

本部、支部の事務局体制、組織図は次のとおりである。

（一般財団法人貿易研修センター 組織図）



## V 収支

上記事業を実施するため必要な経費は、

- ①基本財産の運用果実、
- ②将来の事業展開に備え積立てられた事業強化資金等特定資産及びその運用果実等、
- ③特定事業の推進のために交付される日本政府補助金、寄附される資金及び欧州委員会補助金等、
- ④事業の実施に伴う収入

をもって充てる。

(以上)